

業務指示書

コートジボワール国アビジャン港穀物バース建設事業詳細設計調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年4月26日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年5月8日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- () 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- | |
|--|
| <p>注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。</p> <p>注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。</p> <p>注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。</p> <p>注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。</p> <p>注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。</p> <p>注6) 通訳団員については、補強を認めます。</p> |
|--|

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

<p>注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。</p>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。 |
|--|

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾計画(特に設計業務)に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/港湾開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：港湾計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：コートジボワール 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：仏語又は英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾土木総括】

- 1) 類似業務の経験：港湾土木に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：コートジボワール 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：仏語又は英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 岸壁構造設計】

- 1) 類似業務の経験：港湾設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：コートジボワール 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：仏語又は英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 施工計画/積算】

- 1) 類似業務の経験：施工計画/積算に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者4】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年5月19日 12時
 - (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
 - (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
 - (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
- 注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

(1) 自然条件調査、(2) 岸壁ブロック調査、(3) 環境社会配慮調査(現地再委託又は本体契約の直営実施のいずれによる場合に関わらず別見積りとする。ただし、本体契約の直営実施の場合には旅費(その他)、直接人件費、その他原価及び一般管理費の別見積り計上は認めない。)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XOF1 = 0.18368 円, US\$1 = 111.083 円, EUR1 = 119.828 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。
 - b) Web会議システム (http://jica.webex.com)
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
 - c) テレビ会議システム
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/港湾開発
港湾土木総括
岸壁構造設計
施工計画/積算

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

18.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年5月31日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名(氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達管理を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

(○) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

コートジボワール国アビジャン港穀物バース建設事業詳細設計調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(20.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/港湾開発	(20.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	1.00
ウ) 語学力	3.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	3.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 港湾土木総括	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 岸壁構造設計	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力： 施工計画/積算	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

コートジボワールは、約1億人市場の形成を目指す西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）圏内最大の取扱い規模を誇るアビジャン港を有し、同港を起点とし、国際回廊や鉄道を介して背後圏のサヘル地域内陸国（マリ、ブルキナファソ、ニジェール）へのゲートウェイ機能を果たすなど、地域の中心として重要な位置付けにある。

アビジャン港の2014年の貨物取扱量及びコンテナ取扱量はそれぞれ約2,100万トン、約61万TEU（出所：アビジャン港湾公社資料）であり、バルク貨物取扱量はサブサハラ・アフリカ第1位、コンテナ取扱量では西アフリカで最も大きな港の一つである。取扱貨物のうち、輸入では石油に次いでコメ、小麦、砂糖などが多く、輸出ではカカオ、カシューナッツ及びコーヒーが最も多くなっている。同港は当国が1970年代に年率8%の経済成長を遂げた「象牙の奇跡」の時代に開発が進められ、現在は全体で25のバース、ROROバース、漁港及び4基のガントリークレーンを有し、西アフリカ随一の港湾となっている。穀物については専用のバースはなく、いずれも共有であるが、北埠頭に5バース、西埠頭に7バース、南埠頭に4バースの合計16バースがある。

他方、1980年以降の経済的・政治的混乱の影響を受け、新規投資がなされなかったため、当国及びサヘル地域内陸国の人口及び経済成長に伴う貨物需要の増大に対し、既存インフラの拡張が追いついていない。穀物用のバースについても、貨物取扱量は2014年時点の245万トンから2030年には316万トンと約30%の増加が見込まれているが、2014年時点でバース占有率は既に70%を超え、2018年には物理的限界とされる80%に達することが予測されている。加えて、既存の南埠頭はコンテナバースが同埠頭の前面に整備されるため廃止となることから、新たな穀物バースの整備が喫緊の課題となっている（出所：「アビジャン自治港穀物バース改善事業協力準備調査」ドラフト・ファイナルレポート）。

上記の状況に対し、コートジボワール政府は2020年までの新興国入りを目指す国家開発計画2016-2020（NDP）における戦略軸4「調和のとれたインフラ開発と環境保全」において、民間資金も活用した港湾インフラの増強を謳っており、アビジャン港の開発を優先的に取り組むべき事業として位置付けている。他方、穀物バースについては当国政府が所有する公共の埠頭であり、収益性が低いため民間資金の調達が目途がつかない状況にある。

そのため、「アビジャン港穀物バース建設事業」（以下、「本事業」という。）により、新規に穀物バースを整備し、2030年には全量がコンテナ化される想定のカカオとコーヒーを除いて、約230万トンのコメ、砂糖、塩などを取り扱うことにより、同国及びサヘル地域内陸国の増大する需要に対応する必要がある。

このような状況を踏まえ、コートジボワール政府は我が国政府に対して本事業に係る円借款の要請書を提出した。その後、JICAが行った円借款審査を経て、2016年8月に本事業の実施についてコートジボワール政府に対して事前通報(プレッジ)された。本調査は、JICAが行った円借款審査における合意確認事項に基づき、本円借款事業の詳細設計及び入札図書(案)の作成を行うことを目的として実施するものである。

2. 円借款事業の概要

業務の対象となる本円借款事業の概要は以下の通り。

- (1) 事業名：アビジャン港穀物バース建設事業
- (2) L/A署名日：2017年3月
- (3) 事業内容：新穀物バースの整備（STEP：日本タイド、1パッケージ、PQ無し）
 - 1) 水深15m構造の前面岸壁450mの増設、水深13m構造の北岸壁250mの増設
 - 2) 浚渫：前面岸壁水深14m、北岸壁水深10m
(※) 浚渫深度は上記を基本として本業務において見直しを行う。事業費内で浚渫可能な深度・土量についてPAAと協議し合意する。
 - 3) 埋立：9.9ha（ヤード7.8ha、岸壁エプロン2.1ha）
 - 4) 小型船（タグボート等）係留施設の建設
 - 5) ハーバーマスター監視塔の建設
- (4) 事業対象地域：コートジボワール国アビジャン自治区
- (5) 関係・実施機関：
実施機関：アビジャン港湾公社（Abidjan Autonomous Port Authority：PAA）
関係機関：運輸省、経済財務省、予算相
- (6) 事業規模（総額）：約108億円

3. 業務の目的

コートジボワールにて事業実施が計画されている本円借款事業の対象となるアビジャン港整備の技術基準の設定、検討された設計基準の適用下における詳細設計の提案し、最終的に、詳細設計業務及び入札図書(案)を作成する。

4. 業務の範囲

コンサルタントは「3. 業務の目的」を達成するために、「6. 業務内容」に示す内容の調査を実施し、JICA の確認後、PAA の承認を受け、業務の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書および資料を作成して JICA に提出する。

5. 業務実施上の留意事項

5.1 本業務の構成

- 1) 技術基準の設定、設計基準の検討
- 2) 設計に必要な調査（深淺測量、環境社会配慮調査等）
- 3) 詳細な施工計画の提案、最適な工事契約形態の検討及び、設計に必要なデータや情報の収集
- 4) 詳細設計図及び数量計算書の作成
- 5) 設計照査の実施
- 6) 入札図書（案）の作成
- 7) 最終報告書の作成

5.2 既存 FS の活用

本円借款事業の平面配置、岸壁延長、構造などの基本的なレイアウト及び諸元などは、コートジボワール国「アビジャン自治港穀物バース改善事業協力準備調査」（以下、「既存 FS」という）にて PAA の承認を得て合意済みである。土木構造物の設計基準・規模・基本構造、将来需要などについては、既存 FS の調査結果を有効に活用する。

なお、浚渫深度および土量は、前面岸壁水深 14m、北岸壁水深 10m を基本として本業務において見直しを行う。事業費内で浚渫可能な深度・土量について PAA と協議し合意する。

5.3 本円借款事業の迅速化

5.3.1 本業務における設計レベル

現在実施中の既存 FS において、追加の土質調査も含めて必要な自然条件調査及び概略設計は完了している。したがって、本業務においては、同既存 FS の結果を踏まえて直ちに詳細設計調査を開始する。

5.3.2 詳細設計の円滑な実施

コートジボワール政府からは、穀物バース数及び荷役作業（倉庫含む）スペースの不足を喫緊の課題とし、PAA からは新穀物バースの早期供用開始を要請されている。詳細設計を実施するにあたり、PAA と合意形成を図りながら、詳細設計調査を円滑に進めて遅れが生じないように留意する。

5.3.3 本体施工計画策定上の検討

本円借款事業の詳細施工計画を検討するにあたり、工期短縮が期待できる工法・施工手順等が存在する場合は積極的に提案する。

5.4 本円借款事業の安全管理を目的とした施工計画の検討

施工計画の検討にあたっては、施工中及び供用開始後の港内動線、荷役作業等の安全に配慮した計画を検討する。また、技術的にクリティカルな部分が存在する場合は、施工計画の前提条件を整理し、かかる計画を提案するに至った技術的な理由を添えてPAAと協議するとともにJICAへ報告する。

5.5 本円借款事業に係る設計業務に必要な基礎データ・情報の整理

本円借款事業の建設にあたっては、地質条件、地形条件、海象条件などに関するコントラクターのリスクを軽減、回避するため、設計業務に必要な基礎データ・情報は必ず、収集・整理する。大半の基礎データ・情報については、既存FSで収集した情報で対応できると考えるが、さらなる調査が必要と判断する場合には、その理由と共に具体的な追加調査内容につき、プロポーザルにて提案すること。

5.6 入札図書（案）の作成

円借款事業における調達実施は、JICA 円借款事業調達ガイドラインに従う必要がある。入札図書は、JICA 標準入札書類の使用が義務化されている。そのため、入札図書（案）の作成の際には、同ガイドライン第4.01条に基づき、JICA 標準入札書類からの変更は最小限に留めること。施主及び受注者の権利・義務におけるリスクと責任のバランスがあるので、特記契約条件書は最小限とする。

※JICA 円借款事業調達ガイドライン及び標準入札書類は、以下のウェブページよりダウンロードが可能。

「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン・標準入札書類等」

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/index.html

入札図書（案）については、（実施機関）のレビュー・承認後、円借款契約に基づくJICAへの同意申請が行われるため、同意申請時点の手戻りを予防するため、それぞれ作成の初期段階から適宜JICAへ報告を行い、契約条件および入札の円滑化にかかるJICAの方針を反映するよう努めること。

この他の留意点は以下の通り。

・本円借款事業では、JICA 標準入札書類（Works）仏語版を適用することをPAAと合意している。しかし、浚渫部分については、FIDIC 契約約款 Blue Book の瑕

疵担保の扱い等を基に、浚渫部分の実施に必要となる最低限の特記契約条件を付すこと。

・本円借款事業では、原本となる入札図書（案）は仏語にて作成するが、以下のものについては参考資料として英語版も作成すること。

- ・ Section II Bid Data Sheet
- ・ Section III Evaluation and Qualification Criteria
- ・ Section VII General Conditions
- ・ Section VIII Particular Conditions (Part A and Part B)

5.7 成果品のコートジボワール国実施機関に対する使用权譲渡

本業務にて作成される入札図書(案)については、本円借款事業において施設建設等に活用される予定であるため、「7. 成果品等」にて規定されている成果品については、JICA へ引渡し後、JICA からコートジボワール国実施機関に対し、以下に示す使用权が譲渡されることとなる。

- 1) 成果品を最終化のうえ、本円借款事業の入札のための入札図書を完成すること。
- 2) 本円借款事業の実施に必要な範囲内で成果品を複製し、または変形、翻訳、改変その他修正を行うこと。

5.8 瑕疵担保責任

PAA が成果品を使用することとなるため、成果品に瑕疵があった場合、PAA は本業務の契約書約款に規定される瑕疵の修補や損害の賠償を、JICA が PAA に使用权を譲渡した日から 2 年間を瑕疵担保期間とし、JICA へ通知した上で、コンサルタントに請求できることを JICA と PAA の間で合意している。また、請求額の上限は本業務の契約金額とし、JICA は PAA 側と重複して瑕疵の損害賠償請求を行わないこととしている。

5.9 成果品の使用权及び瑕疵担保責任に係る文書確認

本業務の開始にあたって、改めて成果品の使用权及び瑕疵担保責任に係る合意文書を PAA、JICA、コンサルタントの三者にて締結するものとする。

5.10 本邦調達比率の検討

本円借款事業は、本邦技術活用条件（STEP）適用案件であるところ、入札図書(案)作成、工事費算定等の本業務の各段階において、本邦調達比率が STEP の条件を満たすよう留意する。

5.11 設計業務に必要な各種業務の効率化

既存 FS を実施したコンサルタント（以下「FS コンサルタント」という。）からデータを受領し、本業務にて収集・整理したデータと併せて、本円借款事業の事業監理コンサルタントへ円滑な引継ぎがなされるよう、引継ぎ内容を明確に記録し、本業務で実施した各種基礎データも整理する。その際、FS コンサルタントのデータと本業務のデータを適宜集約・整理・分類して、事業監理コンサルタントへと引き継ぐこととする。また、FS コンサルタントが実施した各種調査と重複する（調査の検証・精緻化を図るものは除く）調査を避けること。

5.12 JICA への報告及び方針の反映

入札図書（案）については、運輸省、予算相および PAA の承認後、円借款契約に基づく JICA への同意申請が行われるところ、同意申請時点の手戻りを予防するため、入札図書（案）作成の初期段階から適宜 JICA へ報告を行い、契約条件および応札の円滑化にかかる JICA の方針を反映するよう努める。

5.13 環境社会配慮面の支援

既存 FS で実施した初期環境影響調査の結果に基づき、今後、本業務による詳細設計調査が終了する 2017 年 11 月までに PAA が環境影響評価（ESIA）報告書を作成し、国家環境庁（ANDE）に提出する予定である。本業務のコンサルタントは、PAA による ESIA（環境管理計画含む）の作成、ANDE への提出、ESIA の承認取得などの一連のプロセスが円滑に実施されるように支援を行う。

5.14 JICA コートジボワール事務所との連絡・調整

現地調査の際は、JICA コートジボワール事務所の定める安全管理手続きに則り、事前の渡航申請等を主管部署を通じて適切に実施することとする。また現地到着時の業務計画の説明、帰国前の業務報告を通じて業務進捗報告を適切に行う事とする。

本業務では自然条件調査など業務の一部を再委託調査で実施することを想定している。コンサルタントが現地再委託契約の手続きを実施する場合には、JICA の HP に掲載されている「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に基づき実施する。コンサルタントは、同ガイドラインに基づき、①現地にて入札を行う場合の JICA コートジボワール事務所への入札会立会い依頼、②契約締結の JICA コートジボワール事務所への報告を行う。

また、詳細設計業務と並行して 2017 年 6 月頃から施工監理コンサルタントの選定が予定されている。本業務の進捗によりコントラクター選定スケジュール

に影響を与える可能性があるため、適宜 JICA コートジボワール事務所に業務進捗状況を報告し、必要に応じて本業務に係る協議への同席などを依頼する。

5.15 本邦企業の技術活用／参入促進

既存 FS では、本邦企業が有する優れた技術の活用を想定して検討が行われている。本業務においても同方針を踏襲し、本邦企業の技術活用等の検討に際しては、本邦企業関係者より広く意見聴取を行うものとする。参入促進にあたっては、競争性確保を図れるように検討すること。

なお、JICA は既存 FS の中で 2017 年 3 月に本邦企業向けの説明会を実施している。

6. 業務内容

業務内容は以下を想定している。コンサルタントは、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。また、以下の業務内容が業務の目的に照らして、技術的に十分でないと判断される場合には、プロポーザルにて、その理由と共に追加項目を記載する。

6.1 インセプションレポート (IC/R) の作成

既存 FS、既存関連資料、調査対象地域における関連計画、関連情報の分析・検討を行い、本円借款事業の全体像を把握する。併せて、本業務の基本方針、項目と内容、行程、手順、実施スケジュールなどを検討し、IC/R を作成する。JICA との協議後、PAA に対し IC/R を説明・協議し、運輸省および PAA からの合意を得るものとする。

6.2 本円借款事業の既存 FS 並びに関連調査のレビュー

既存 FS で検討された港湾施設の配置計画、施設諸元、事業実施計画をレビューし、計画の概要を把握すると共に、本業務にて行う各種調査や、他事業との調整結果との整合を確認する。特に調達計画（スケジュール・事業費）については以下の点に留意する。

- (1) 既存 FS では建設工程を 26 ヶ月にて設定しているが、施工計画に関する前提条件の妥当性を確認する。本邦企業がその前提条件にて対応可能かについても検討する。
- (2) 事業費については、既存 FS で検討されているが、本業務により事業費積算の精度は向上する。したがって、既存 FS の事業費のレビューについては、各アイテム数量 (Quantity) を確認し、施工計画レビューのベンチマークとして位置づける。

- (3) 既存FSにてタイロッド据付け位置および鋼管仕様等を含む岸壁構造についてPAAと最終合意に至っていない。本業務にて見直しを行い、PAAと協議・合意する。

6.3 設計基準の設定

STEP条件を満たすよう日本基準の適用項目についてPAAと協議する。日本基準を適用した項目についてはPAAの要望に応じて入札図書(案)にユーロコードを基とした計算書を参照用として添付する。

コンサルタントは、以下の設備について、維持管理及び将来計画との整合性を考慮して、PAAと協議したうえで詳細を確認する。

- (1) 岸壁(鋼管矢板、上部コンクリート工など含む)
- (2) エプロン、道路舗装
- (3) 給水・配電設備
- (4) 排水設備
- (5) 建屋(変圧器室、スイッチパネル室など)

6.4 設計仕様書の作成

- (1) 上記6.3で整理した結果を踏まえ、設計仕様書を作成する。
- (2) 既存FSにおいて、事業費削減に係る検討を行っていたが、本業務においてもその方針を踏襲することとする。

6.5 本円借款事業の迅速化に向けた検討

6.5.1 工事契約形態の検討

- (1) 5.6を踏まえて、工事契約形態の検討を行う。
- (2) なお、PAAとの協議においては、JICA標準入札書類をもって説明・協議を実施する。

6.5.2 入札図書(契約条件書を含む)(案)の作成

入札指示書、評価・資格審査基準、入札様式、数量計算書、仕様書、図面、契約条件書(一般、特記)などから構成される入札図書(案)を作成する。入札図書(案)作成にあたっての留意事項は以下の通り。

- ① 本事業では、「円借款事業に係る標準入札書類(Works) 仏語版」を適用することが想定されている。一般契約条件書については標準入札書類からの大幅な変更は行わず、浚渫部分の対応以外については、特記契約条件書は最小限にすること。
- ② 仕様書の作成にあたっては、完成させるべき工事、調達すべき資機材、

提供されるべき役務及び納入場所または据付場所をできる限り明瞭かつ正確に記載すること。また、図面との整合性を確保するものとし、両者に齟齬がある場合には仕様書の内容が優先されるため細心の注意を払い作成すること。

6.6 設計業務に必要な基礎データ・情報の整理

自然条件など、設計業務に必要な基礎データ・情報を収集・整理する。既存FSで大宗の情報を収集済であるが、以下事項については補足調査が必要と考える。それ以外にさらなる調査が必要と判断する場合には、その理由と共に具体的な追加調査内容につき、プロポーザルにて提案する。

6.6.1 深浅測量

既存FSで深浅測量を実施したが、深浅測量完了後に港湾施設のレイアウトが変更となり、一部の区域（北埠頭側から北側航路付近）がカバーされていない。詳細設計で正確な数量を計算するため、当該区域の深浅測量（400m×300m程度と想定）を実施する。

6.6.2 岸壁ブロック調査

既存岸壁と新穀物パースとの接続部の詳細設計を行うために、潜水調査を行って既存岸壁のブロック基礎の状況、位置、基礎捨石の範囲などを正確に把握する。

6.7 詳細設計

詳細設計とは、PAAとの協議により設定された資料及び細部の指示事項に基づき、構造物の詳細な設計を行い、工事発注用の設計計算書、一般図、詳細図、数量計算書等の作成を行う設計をいう。

設計にあたっては、PAAと十分な打ち合わせを行い、打ち合わせした議事録をPAAに提出し、その都度、相互確認するものとする。相互了承済みの議事録についてJICAへ提出する。なお、PAAは議事録の確認の際、仏語での提出を求めることが想定されるため留意ありたい。

6.8 詳細設計の設計照査

- (1) 入札図書（案）を作成するにあたって、詳細設計図作成業務の妥当性を確認する目的として、コンサルタントは社外もしくは社内（補強相手の所属先含む）の照査団員（本詳細設計業務に関与していない第三者的な立場の団員を選定する）により照査を行う。

- (2) 設計計画（設計方針および設計条件など）、設計図面、数量計算、構造計算などを含む詳細設計内容について、照査団員による照査を実施する。照査は、コートジボワール国内および日本国内で活用されている各種照査にかかるガイドラインを参照しつつ実施するものとする。
- (3) 照査団員は、技術士又はこれと同等の能力を有する技術者あるいはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格保有者でなければならない。

6.9 詳細事業計画の策定

6.9.1 土木工事計画の策定

- (1) 土木工事に関し、施工建設機械、設備、施工方法、仮設工、ストックヤード、環境対策などを含む施工計画を検討し、主要な工事について具体的な施工計画図及び施工スケジュールを作成する。
- (2) 工事期間中の道路交通及び港内道路の安全や渋滞の発生防止に配慮した資機材搬入等に用いるアクセス経路計画及び道路迂回計画を作成する。
- (3) なお、施工計画の検討にあたっては、コートジボワール国内の労働法規、現地での建設工事に対する規制、気候条件などを考慮する。

6.9.2 品質管理計画のガイドライン策定（材料・製品検査体制、仕上がり基準、管理体制）

- (1) 建設工事の品質、調達製品の品質、提供すべき役務の品質の確保が必要となるため、内容・対象者・役割・時期・規模・方法などが整理された本円借款事業用の品質管理計画のガイドラインを策定する。
- (2) 本ガイドライン策定に関し、以下の点に留意する。
 - 1) 建設工事の品質確保に関し、使用する材料検査、仕上がり基準、施工体制、施工管理体制などを含む。
 - 2) 調達製品の品質確保に関し、製品検査体制、適用規格・仕様などを含む。
 - 3) 役務の品質確保に関し、労働安全衛生体制、施工監理体制などを含む。

6.9.3 施工スケジュールの策定

工事スケジュールを検討する。なお、調達・契約の時期から工事着手の時期について、クリティカルパスの管理が容易となるようなスケジュールを作成すること。

なお、新穀物バース完成後の穀物荷役及び倉庫運営については、コンセッション契約等において民間の運営会社に運営を委託すること、同委託契約を結んだ民間業者が倉庫建設と必要な荷役機械を調達することを PAA は考えている。

このコートジボワール側による実施事業分も考慮した施工スケジュールを検討する。

6.10.3 数量計算書（案）の作成

(1) 詳細設計によって算出された契約パッケージの数量、また、これら数量計算書に基づき、契約パッケージの予定価格の確認を目的とした積算を実施する。積算に必要な項目として、以下の内容を想定しているが、その必要性・妥当性を含めて提案するとともに、調査の過程において PAA と協議して設定するものとする。

- 1) 作業効率、生産効率の検討
- 2) 材料費、労務費、機械損料、運搬費、保険料
- 3) 工種・項目の代価表
- 4) 直接工事費の算定
- 5) 間接工事費の算定
- 6) コントラクターの一般管理費、事務的経費の算定

(2) 積算にあたっての留意事項は以下の通り。

- 1) 積算の内訳として内貨、外貨及び税金の種分けを行う
- 2) 単価の設定にあたり、積算の前提条件、根拠について十分に検討・協議する。
- 3) 各種工事・製品・材料単価、間接工事費の決定に際して、十分に検討・協議する。
- 4) 類似案件の建設単価、建設機材を調査し、運搬費を考慮したうえで工事費の適正化を図る。

6.11 本円借款事業に係るその他計画・検討事項

6.11.1 環境影響評価に係る支援

上記 5.14 に記載の通り、今後、詳細設計調査の結果に基づき PAA が環境影響評価（ESIA）報告書を作成し、2017 年 11 月までに国家環境庁（ANDE）に提出する予定である。本業務のコンサルタントは、PAA による ESIA（環境管理計画含む）の作成、ANDE への提出、ESIA の承認取得などの一連のプロセスが円滑に実施されるように支援を行う。その際、本業務で実施する詳細設計結果の内容と整合性を図ると共に、負の影響に対する緩和策は、コントラクター調達に関する入札図書に含める。

6.11.2 施設維持管理計画（案）の策定

- (1) 本円借款事業にて建設される施設について、PAA の状況を踏まえた上で、維持管理に係る課題を整理し、施設の維持管理計画（案）の策定を行う。
- (2) 上記計画（案）を遂行する上で PAA が準備すべき予算・人員・資機材等についても計画（案）に含むこととする。

6.12 ドラフトファイナルレポート（DF/R）及びファイナルレポート（F/R）の作成

- (1) 本業務の成果物を確認するものとして、入札図書（案）を含むすべての業務内容について DF/R にて取りまとめるものとする。
- (2) JICA 及び PAA に対し DF/R および入札図書（案）を説明・協議し、コメントを反映した上で F/R として取りまとめ、両者からの合意を得るものとする。特に「入札図書（案）」については、コントラクター選定の開始にあたって基本となるデータとなるため、PAA の確認を得た後に、ファイナルレポートに含めて JICA に提出するものとする。

7. 成果品等

7.1 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書は以下の通りとし、ファイナルレポート及び設計照査完了報告書を最終成果品とする。

なお、本業務については部分払いを行うことが可能である。

(1) 調査業務報告書

1) インセプションレポート

ア) 記載事項：本業務の基本方針、業務方針、調査団の実施体制、作業工程、要員計画等

イ) 提出時期：契約開始 2 週間以内

ウ) 部数：仏文 15 部（PAA 12 部、JICA 3 部）、英文 15 部（PAA 12 部、JICA 3 部）、和文 5 部

2) ドラフトファイナルレポート

ア) 記載事項：入札図書(案)を含む全ての業務内容（設計基準、設計仕様書、調査項目・検討結果など含む）

イ) 提出時期：契約開始 5 ヶ月後

ウ) 部数：仏文 15 部（PAA 12 部、JICA 3 部）、英文 15 部（PAA 12 部、JICA 3 部）、和文 5 部

3) ファイナルレポート

ア) 記載事項：上記ドラフトファイナルレポートに対しての PAA 及び JICA からのコメントを踏まえて修正した全ての業務内容

- イ) 提出時期：契約開始 6 ヶ月後
- ウ) 部数：仏文 15 部 (PAA 12 部、JICA 3 部)、英文 15 部 (PAA 12 部、JICA 3 部)、和文 5 部
- エ) CD-R：仏文：10 枚 (PAA 7 枚、JICA 3 枚)、英文：10 枚 (PAA 7 枚、JICA 3 枚)、和文 5 枚

(2) その他の成果品

1) 設計照査完了報告書

ア) 記載事項：設計照査結果をとりまとめたもの。

イ) 提出時期：契約開始から 6 ヶ月後

ウ) 部数：和文 1 部

2) 入札図書(案)報告書

ア) 記載事項：6.10.2 から 6.10.5 に係る内容

イ) 提出時期：入札図書(案)第一稿を契約開始から 4 ヶ月後にまず JICA に提出し、JICA のコメントを反映し、契約開始から 6 ヶ月後に入札図書(案)報告書を提出する。

ウ) 部数：仏文 12 部 (PAA 10 部、JICA 2 部)、英文 3 部 (JICA 3 部)

エ) 詳細要領：JICA の合意が得られたものを報告書として提出する。

3) 環境社会配慮報告書

ア) 記載事項：6.11.1 に係る内容

イ) 提出時期：ファイナルレポート提出と同時期

ウ) 部数：仏文 4 部 (PAA 2 部 JICA 2 部)、英文 3 部 (JICA 3 部)

4) 再委託調査報告書

ア) 記載事項：6.6 に係る再委託調査の調査データをとりまとめたもの。

イ) 提出時期：データ整理及び取りまとめ後、直ちに提出する。

ウ) 部数：仏文 2 部 (PAA 1 部、JICA 1 部)、英文 1 部 (JICA 1 部)

エ) 詳細要領：将来、設計業務、工事施工に必要な基礎データであるため、汎用性の高いソフトウェアを用いた電子データにて取りまとめるものとし、CD-R 等にて提出する。

(3) その他提出書類

1) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員並びに分任監督職員に提出する。

ア) 記載事項：業務日とその概要

イ) 提出時期：毎月

ウ) 部数：2部（JICA 社会基盤・平和構築部及びコートジボワール事務所）

2) PAA との協議録

ア) 記載事項：PAA 等との協議の際の協議・決定事項（協議先の了承済みのもの。英語・仏語でも可）

イ) 提出時期：その都度

ウ) 部数：2部（JICA 社会基盤・平和構築部及びコートジボワール事務所）

3) 収集資料

ア) 記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

イ) 提出時期：業務終了時

ウ) 部数：1部（JICA 社会基盤・平和構築部）

7.2 報告書作成についての留意事項

各種報告書の作成にあたっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものがあれば、必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載する。

作成にあたっては、原稿の段階で JICA と十分な協議を行うものとし、各報告書の実施窓口機関を含む関係機関への説明・協議の際には先方の意見・要望等を聴取し、議事録に残す。

7.3 報告書の印刷仕様・電子化仕様

ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷・電子化（CD-R）の仕様について「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。また、仏文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に有用な仏文報告書を作成するとともに、必ず当該部分の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受ける。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本業務は2017年6月開始、2017年12月完了を目途とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

52.00M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下の分野に係る団員の配置を検討している。なお、上記業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加又は統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由と共にプロポーザルにて提案する。

なお、上記の格付目安を超える提案を行う場合は、その理由および人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記する。

No.	担当業務	格付
1	総括/港湾開発	1
2	港湾土木総括	2
3	浚渫・埋立計画	
4	岸壁構造設計	2
5	環境社会配慮	
6	自然条件調査	
7	施工計画/積算	3
8	建築計画	
9	建築設計	
10	給水・排水設備設計	
11	電気設備設計	
12	技術仕様書/入札図書作成	
13	設計図面作成	
14	設計照査	
15	全体計画	

3. 参考資料

(1) 貸与資料

以下の資料については、貸与とし、プロポーザル作成後、要返却となる。貸与にあたっては JICA 社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信第二チーム (03-5226-8144) まで連絡する。

・コートジボワール国アビジャン自治港穀物バース改善事業協力準備調査」(既存FS) ファイナルレポート(案) (JICA)

・審査時関連資料 (JICA)

・本業務に関する合意文書 (Record of Discussions) (JICA)

(2) 参考資料

以下の資料については、JICA 図書館 (<http://libopac.jica.go.jp/>) より検索可能。

・「コートジボワール国 大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクトファイナルレポート 要約編」(JICA)

・中西部アフリカ内陸国及び周辺主要国際港湾所在国を結ぶ国際回廊の交通における基礎情報収集・確認調査 ファイナルレポート(要約) (JICA)

4. 再委託調査 (現地及び国内)

調査内容のうち、下記 (1) ~ (4) については再委託 (現地もしくは日本国内) を可能とし、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に基づき、当該業務について、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することが出来る。委託会社の業務遂行に関しては現地において適切な監督・指示を行う。プロポーザルでは再委託対象業務の実施方法と契約手続き、価格競争に参加を想定している現地会社の候補名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査方法などについて具体的な提案を可能な範囲で行う。本項目に係る経費は別見積もりとする。

実施にあたっては、既存 FS、貸与資料に含まれる情報も参考にし、既存データの状況把握を行ったうえで実施する。また、再委託にて実施した調査結果については、「7. 成果品」の項目に記載されているとおり取り纏める。

(1) 自然条件調査 (深淺測量など)

(2) 岸壁ブロック調査 (潜水調査)

5. その他特記すべき事項

(1) ビザ取得

現地調査に必要なビザ取得のための招聘状発出の支援は JICA にて行うことは可能。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行う。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 賠償責任

5.8 に記載のとおり、本業務の成果品に重大な瑕疵があった場合、PAA は JICA へ通知した上で、コンサルタントに瑕疵の修補や損害の賠償を請求できる。この瑕疵担保責任への対応方法（賠償責任保険への加入等）についてプロポーザルに記載する。

以 上

